

トンネルじん肺根絶第6陣 札幌地裁で第1回口頭弁論 1日も早い和解解決を求める

3月15日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟」の第1回口頭弁論が開かれました。法廷では、原告の田宮邦三郎さんが意見陳述したあと、川村俊紀弁護士（弁護団長）が第6陣訴訟の目的と意義について意見陳述し、山口千日弁護士が訴状の要約を述べました。また渡辺達生弁護士（弁護団事務局長）が訴訟の進行について意見を述べました。この日の期日は、第6陣の中で全国最初の口頭弁論となり、第5陣までは民事第1部でしたが民事5部で裁判がすすめられます。次回の期日は追って指定されることになりました。

原告の田宮さんは20年あまりにわたるトンネルでの職歴を述べた中で「はじめのころはマスクについてあまりうるさく言われなかつたが、石油備蓄基地の工事ではいっぺんに何本ものトンネルを掘るので普通のトンネル工事より粉じんがひどいためか、マスクの着用について厳しく言われるようになった」と述べました。田宮さんは山口県に住んでいましたが、トンネルの仕事をやめてからじん肺の管理区分が決定されて合併症も認定になり、体のことを心配する北海道に住む娘から「山口県は遠すぎる」と言われて札幌に引っ越してきたことを述べ、「私をふくめて、じん肺の患者はいつ症状が悪化するかわかりません」と早期の解決を求めました。

川村弁護団長は「トンネル工事の元請企業に対しては、法的責任を前提とした謝罪と賠償を求めており、第6陣訴訟で和解による早期解決をめざすとともに、迅速かつ簡易に適切な救済を受けられる『トンネルじん肺補償基金』の創設を求めていた」と述べました。

岡山忠広裁判長は、第5陣までの訴訟のすすめ方を踏襲することを述べ、次回の期日については「6月ころを考えており、別途指定する」としました。

なお、この日の口頭弁論に先立って第6陣の原告団総会を開き、原告団長に佐々木靜さん（函館支部）を選びました。

J R 北海道が春闘要求に回答 定期昇給のみ5,621円 いくつかの要求が前進

北海道鉄道本部は3月15日にJ R北海道から春闘要求に対する回答を受けました。賃金要求については、定期昇給のみ（ベースアップゼロ）で49歳以下の一般社員の平均で5,621円（前年は5,593円）です。団体交渉を重ねる中で、いくつかの前進を引き出しました。①50歳以上54歳以下の昇給を4号俸（昨年までは3号俸）とさせたこと（ただし退職手当の算定は2号俸）、②エルダースタッフの勤続奨励金の増額（2万円→Aは5万円、Bは3万円）、③高卒初任給の引き上げ（14号俸→平成31年度16号俸、32年度18号俸、33年度20号俸）、④新入社員の年次有給休暇付与日数の増（13日→14日）などです。なお、4月1日現在で55歳の社員に25,000円支給、スタッフ（パートナー社員）の夏季手当に1万円加算、エルダースタッフには2万円支給などの回答も示されました。